

年 月 日

(宛先) 北茨城市長

申告者 住所 (所在)
(納税義務者) 氏名 (名称) 印
個人 (法人) 番号

サービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税の減額申告書

地方税法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、北茨城市市税条例附則第10条の3第4項の規定により申告します。

家屋の所在地			家屋番号	
種類			構造	
床面積	延べ床面積			m ²
	居住用床面積			m ²
	居住用以外の床面積			m ²
建築年月日	年	月	日	
登記年月日	年	月	日	

添付書類

- 1 サービス付き高齢者向け住宅として登録を受けた旨を証する書類 (写し)
 - 2 国又は地方公共団体の建設費の補助を受けている旨を証する書類 (写し)
 - 3 その他
 - (1) 主要構造部が耐火構造である建築物、準耐火建築物その他総務省令で定める建築物であることが確認できる書類
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅の戸数が5戸以上であることが確認できる書類
- ※ 詳細は裏面参照

(処理欄)

減額期間	年度～	年度
備考		

(裏面)

※主要構造部について、基準を満たすことを証するための添付書類とは・・・

○耐火構造である建築物、準耐火構造建築物

⇒建築確認済証及び建築確認申請書副本第4面の写し

○その他総務省令で定める建築物

⇒構造について建築士の証明書（建築士免許証写し及び建築士事務所の登録証写しを添付）

※その他総務省令で定める建築物とは・・・

地方税法施行規則附則第3条の2の15（政令附則第7条第17項第2号の建築物）

- ・外壁及び軒裏が建築基準法第2条第8号の防火構造であること。
- ・屋根が建築基準法施行令第136条の2の2第1号及び第2号に掲げる技術的基準に適合するものであること。
- ・天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に15分間以上耐える性能を有するものであること。
- ・これ以外で、建築物の各部分が防火上支障のない構造であること。